

奈良県選挙管理委員会告示第四十七号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

第二十一条第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第十号様式のその一備考2中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

別記第十一号様式のその一及び同様式のその一備考3並びに別記第十一号様式の二のその一中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

別記第十一号様式の三のその一中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式のその二中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式のその二備考1中「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」に改め、同様式のその二備考2及び備考3中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

別記第十一号様式の五のその一備考1中「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」に改め、同様式のその一別紙その3並びに同様式のその一別紙その3備考3及び備考4中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。